

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 15 日

公益財団法人児童育成協会 御中

こども家庭庁成育局保育政策課
認可外保育施設担当室

企業主導型保育施設における歯科健診（検診）の実施回数について

企業主導型保育施設に対する指導・監査等については、貴協会において「企業主導型保育事業における指導・監査等の実施について」（令和 5 年 4 月 27 日こ成保第 30 号こども家庭庁成育局長通知）の別添として定められた「企業主導型保育事業指導・監査等基準」（以下「指導・監査基準」という。）に基づき実施していただいているところです。

今般、指導・監査基準について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 206 号こども家庭庁成育局長通知）の別添として定められた「認可外保育施設指導監督基準」を踏まえ、以下のとおり、内容を一部変更しましたので、貴協会におかれては、企業主導型保育事業者の皆様にご周知いただきますよう、お願いいたします。

○変更内容

指導基準 8 児童に係る関係書類

(13) 乳幼児の健康診断

【変更前】歯科健診（検診）は、年 1 回以上実施しているか

【変更後】歯科健診（検診）は、年 2 回実施しているか

○変更後の対応について

令和 7 年度においては、当該基準の周知に努め、歯科健診（検診）の実施が年 1 回の場合でも、指導・監査（立入調査）における口頭指導・文書指導の対象にはしない予定ですが、令和 8 年度以降においては、年 2 回に満たない場合には、口頭指導・文書指導の対象とすることを想定しております。

なお、企業主導型保育事業費補助金（運営費）の算出については、従前より、年 2 回の健康診断の実施を見込んだものとしており、変更はありませんので、申し添えます